

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號 六 第 卷九十二第

行發日一月二十年四和昭

## 論 叢

地租に於ける累進

運賃負擔力の表現としての容積と重量

平均生産力説について

## 説 苑

貨幣價值決定原理の一考察

所謂公開市場取引に就いて

明治政府の貸附金

## 講 演

國民的産業としての生糸

## 雜 錄

地方税不動産取得税

藤野斗南士族の就産

統計拾穗抄

株價指數に就いて

近著外國經濟雜誌主要論題

## 附 錄

本誌第二十九卷總目錄

法學博士

神戸 正雄

經濟學博士

小島昌太郎

文學博士

高田 保馬

經濟學士

柴田 敬

經濟學士

島 本 融

經濟學士

吉川 秀造

法學士

勝山 勝司

經濟學士

安田 元七

經濟學士

堀江 保藏

法學博士

財部 靜治

經濟學士

益田 熊雄

# 明治政府の貸附金(三)

吉川 秀造

## 四 別途會計の貸附金

前節に於て述べた所のものが常用部に屬する貸附金であつて、貸附金の固有なるものであるが、此の外尙ほ別途會計に屬する貸附金を存した事は既に述べた如くである。準備金の貸附、起業基金の貸附、勸業資本金及勸業委託金の貸附即ち之である。此等のものは最初は特別會計の下に常用部貸附金とは別個の計算を以て貸附けられたのであるが、後に至つては何れも常用部貸附金中に編入せられるに至つたものであつて、此の點から云へば此等も亦常用部貸附金の一内容を成すものとも云ひ得られるのである。今左に其の内容及び其の常用部貸附金との關係を略述する事とする。

(イ) 準備金の貸附 準備金とは明治二年十月に紙幣並に公債の償却及國庫の豫備に充てる目的を以て岩鐵の拂下代四百六十八圓五十錢を積立金として常用部以外に貯藏したるに起るものであつて、爾後年々の歲計剩餘金及諸雜收入を積立て、増殖を計り、五年六月に至り其の蓄積せる金一千百三十三萬餘圓を基金として之に準備金なる名稱を與へ、始めて規則を設けて之を常用部に使

用し又は他の融通に供する事を禁じたのである。而して始めて此の準備金を貸附けて利殖を計る計劃を立てたのは翌六年十二月であつて、即ち準備金計算規則を定めて準備金を四類に分ち、其の第三類の「活用運換準備金」の中を以て貸附を行ふ事を規定した。尋いで八年五月右の規則を改正して準備金を三類に分ち、其の第三類なる「活用運換臨時收入利益増殖準備金」を以て矢張り同様に貸附する事を許したが、明治九年五月に至り右の規則を廢して新に準備金取扱規則を定め、準備金を矢張り前同様の三類に分ち、其の第三類中を以て同様貸附の事を定め、更に十一年七月準備金條例及減償金條例を設け、準備金より減償基金を分離せしめると同時に從來準備金を三類に分つたのを廢止したが、其の貸附を行ふ規定は以前と變りはなかつた。

準備金の貸附には各廳繰替貸、各廳營業資本貸、銀行會社人民貸の三種を存するのであるが、上掲の諸規則に於ける貸附の規定は皆銀行會社人民貸に關するものである。この種の貸附は準備金貸附の中で最も重要なものであり、且最も本質的なものである。其の目的とする所は物産繁殖、輸入防遏、事業獎勵に在り、此の目的の爲に各種の會社及私人に貸附を行つたものであつて、其の性質は常用部貸附金中の勸業貸と敢て異なる所は無いのである。而して此の貸附が如何なる方面に行はれたかの詳細は勿論知るを得ないが、今諸書に現はれた所を綜合して二三の例を示せば、明治八年十二月には第一乃至第四國立銀行に對し其の財政救済の爲に新紙幣七十一萬圓を貸附けた事があり、又明治十三年準備金貸附廢止の際棄捐若くは返納延期を許した貸附金中には上毛繭絲改良會社、貿易商會、新燧社(マッチ製造—筆者)、廣業商會(貿易業—筆者)、起立工商

1) 明治財政史、第九卷、343頁以下。  
 2) 同書、348頁以下。  
 3) 同書、356頁以下。  
 4) 同書、371頁以下。  
 5) 同書、393頁以下。

會社、共同運輸會社、北陸銀行等の名が見え、<sup>7)</sup>其の他第一國立銀行上海香港代理店資本の貸附、<sup>8)</sup>廣業商會の日清貿易並に北海道物産賣捌資本に對する貸附等<sup>9)</sup>の事實も覗ひ得られるのであつて、此等によつても其の一斑を知る事が出来るであらう。この銀行會社人民貸の貸附條件は前掲の諸規則に依つて一定してゐた。即ち其の貸附には必ず國債證書・古金銀貨・銀行紙幣・金銀銅地金等を抵當と爲すを要し、尙其の貸附は六ヶ月を一期と定めた。而して其の利率は最初は月五厘以上の定めであつたが、九年五月に改められて年七分以上となつた。併し乍ら斯かる貸附規定に據るものは貸附金中の正常なるものであつて、同じく銀行會社人民貸に屬する貸附の中には全く右の規則に據る事なく太政官や大藏卿の裁定に據つて政治的に行はれた貸附を存した事は又想像に難くはない。

準備金貸附の他の種類は各廳繰替貸である。各廳繰替貸とは各官廳又は地方廳に於て必要な經費を一時準備金より繰替へて貸附置くものであつて、各廳に於て經費に餘裕が付き次第返却するものであるから、全く一時的の融通に過ぎない。而して元來此の繰替貸に屬する貸附は始めは常用部の貸附として行はれてゐたものである。例へば煉化石家屋建築費貸渡金、三菱會社貸附金、爲替會社貸附金等の如き之である。煉化石家屋建築費貸渡金とは明治五年二月東京の大火に鑑み將來火災豫防の爲に銀座通の家屋を凡て煉瓦造と爲す事を計劃し、其の費用を一時政府より東京府へ繰替貸附け、東京府は其の居住者より年賦を以て徴收して返納するものであつて、明治七年より明治八年度迄の間に九十萬圓を支出した。三菱會社貸附金とは同會社の汽船購入代と

6) 明治財政史、第十三卷、423頁以下。

7) 明治財政史、第九卷、529—530頁。

8) 大藏卿第十回年報書、129頁。

9) 大藏大臣第十回年報書、120頁。

して明治八年度に洋銀八十一萬弗を貸附けたものであり、爲替會社貸附金とは東京爲替會社の運轉融通の爲め八年度に三十萬圓貸附けたものであつて、何れも所管の官廳から此等の會社へ一時繰替へ貸附けたものである。然るに斯かる繰替貸金の中には繰替へ貸附けた同一年度内に豫定額の返戻を受け得ざるものを生じ、常用部會計の整理上少なからぬ支障を來す場合があつたから、明治九年七月に至り此の時以前の繰替貸金にして返納未済の分は凡て準備金に引繼ぐ事とした。

斯くて上述の煉化石家屋建築貸等の貸附金、其の他各府縣豫備金、銀行等への一時融通貸金等、即ち従前の貸附金中一時の繰替融通に屬する性質のもの總計三百二十萬餘圓は此の時以後準備金へ收入する事となり、其の代り將來斯の如き各廳に對する一時的融通の爲の貸附は凡て各廳繰替貸なる名稱の下に準備金より支出する事となつたのである。<sup>10)</sup> 従つて斯かる貸附が其の性質上、利息其の他の條件を附せられざる事は云ふ迄もないことである。

準備金貸附の今一つのもは各廳營業資本貸である。明治政府が其の成立以來殖産興業政策の一として各種の重要な産業を自ら經營した事は既に述べた所の如くである。此等の官業の種類は農工鑛の各方面に亘り數十を數へるのであるが、其の主なるものを見るも造幣局・印刷局・東京及大阪の砲兵工廠・横須賀及長崎等の造船所・三池佐渡生野等の諸鑛山・富岡及堺の製絲場・新町紡績所・各地の牧畜場・千住製絨所・鐵道・郵便電信等を擧げる事が出来る。而して此等の官業は其の創業費は勿論其の缺損額の補填や維持經營に要する費用等は凡て常用部より年々支出せられ、其の代り若し收益を擧ぐる事があれば常用部の歲入に繰込まれてゐたのである。然るに明治十年

10) 歲入歳出決算報告書、560頁以下。

11) 明治財政史、第九卷、527—528頁。

七月作業費出納條例を制定し、此等の諸作業に關する經費は通常經費と判然區別する事となし、而して此等の作業費は各々之を興業費（即ち固定資本）と營業費（即ち運轉資本）とに分つて、前者は之を一旦拂切として會計面より除外し、後者は明治十年度以後之を據置と爲して作業上の収入を以て之を償却する事と定めた。<sup>12)</sup>茲に於て此等の各官廳の營業資本は更めて準備金より各廳に貸附けると云ふ形式を取る事になつて先づ明治十年度に於て百九十九萬餘圓を準備金中に編入し、<sup>13)</sup>爾後準備金中に各廳營業資本貸なる種目を設けて年々各官廳の官業に對し事業の擴張、缺損の補填等の資金として貸附を行ふと同時に、其の收益を準備金へ返納せしめる事としたのである。

以上述べた所が準備金貸附の概要である。而して準備金の貸附は以上の如くにして明治十三年に至る迄行はれたのであるが、同年六月十五日に至り準備金の貸附を廢止し、従前貸附けたものは其の期限に従つて徵收する事となつた。この貸附の廢止と云ふ事は單に準備金のみならず常用部の貸附にも及んだ事は既に述べた通りであつて、畢竟此の時に於て政府の産業政策に一大轉換が行はれ、從來の直接保護干涉政策に代つて間接的保護政策乃至は自由放任的政策が行はるゝに至りし事情に基くものに外ならぬのである。「紙幣整理始末」は準備金貸附の廢止に至つた這般の事情を説明して「官業ハ大率ネ損失ニ歸シ、政府保護ノ民業モ皆多クハ失敗シ、貸附金ノ返納ハ元利共ニ延滞トナリ、十二年六月三十日ノ現計ニ依レバ準備金總計五千二百餘萬圓ノ内二千三百餘萬圓ハ民業保護金・官業資本其他貸出ノ高ナリシ。故ニ今ヤ政府ノ議紙幣ノ整理ヲ急務トナ

12) 明治財政史、第一卷、924—934頁。

13) 大藏卿第四回年報書、37頁。

スニ決シ、從來ノ政略ヲ變ジ準備金貸附ノ事務ヲ廢シ又官設ノ工業場ハ漸次ニ之ヲ拂下グルコト、ナシタリ」と記してゐる。<sup>14)</sup>斯くて準備金の諸貸附は此の時を以て廢止せられ、従前の諸貸附金は再び常用部の計算に移される事となり、此等三種の準備金貸附金の貸附現在高千四百萬二千九百六十二圓に相當する金額が明治十四年度乃至十六年度の三ヶ年の間に常用部より支出せられて準備金中に編入せられ、それと同時に此等貸附金の債權は常用部へ移された。<sup>15)</sup>斯くて此等の貸附金は此の時以後回收の一方に歸して復た貸附けられる事はなかつたが、たゞ各廳營業資本貸のみは其の性質上常用部貸附金の一として年々若干づゝ支出せられた。

以上の如くにして準備金貸附の返納金は總て常用部の歳入中に收入せられる事となつたのであるが、政府は斯く返納金を常用部に收入する結果一時歳入に餘裕を生じ爲めに濫費の弊を醸す事を慮り、明治十六年十二月に至つて準備金中に特に豫備部なるものを設け、以後準備金のみならず常用部貸附の返納金をも總てこの中に編入し、而してこの金は臨時非常の支出に對する豫備と常用部に於いて收入に先だち支出を要する時の融通とに充てる事とした。斯くて再び常用部貸附金と準備金との關係を生ずる事となり、此の時以後明治十八年度に至る迄に合計四百一萬六千二百四十四圓の返納金を此の豫備部に收入したのである。然るに明治十七年九月大藏省證券條例發布せられ、歳計上收支の不適合を生ずる場合には大藏省證券を發行して其の繰替に充てる事となり、こゝに豫備部設置の主要目的は失はれるに至つたので明治十九年一月豫備部は廢止せられ、従つて諸貸附金の返納金は十九年度以後再び總て常用部へ收入せられる事となつた。<sup>16)</sup>而して準備

14) 紙幣整理始末、118—119頁。

15) 明治財政史、第九卷、529頁。

16) 明治財政史、第九卷、415—418頁。

金の制度が明治二十二年度限り廢止せられるに至るや、此の時迄に返納未済の準備貸附金并に準備金中貸附金に類するもの合計九十六萬二千九百八圓は二十三年三月末日を以て常用部の貸附金中へ引繼がれたのである。<sup>17)</sup> 今左に準備金の貸附に關する表を掲げる。<sup>18)</sup>

種 類	貸 附 總 額	返 納 額	損 失 額	常用部へ引繼額	残 額
各總營業資本貸	一四、八五〇・八二	七、八七四・一九九	一三、〇〇五	五、九二七・六五	〇
各總繰替貸	一〇、三三三・七四	一〇、五三三・九〇	一、一七七・九三	四、五八八・八三	〇
銀行會社人民貸	五、九〇〇・九七	四、〇三三・五五	一、八七四・六三	三、〇二〇・四九	五、九九二・
合 計	二一、〇八四・五三	一五、四四九・六五	三、〇七五・六三	一三、〇〇八・九三	五、九九二・

備考(一) 貸附總額とは明治十三年六月に至る迄に貸附けられた總額である。

(二) 損失額は棄捐に附したるもの及び一時返納の際の利引高等を包含する。

(三) 常用部へ引繼額とは明治十四年度より十六年度に至る三年間に準備金の貸附を常用部貸附金の中へ編入した額である。

(四) 殘額とは明治二十三年三月準備金の廢止に際し此時迄に返納せられざりし貸附金を常用部貸附金中へ引繼いだ額である。その金額が本文に於て擧げたる九十六萬二千九百八圓と相違するのは、本表の數字は準備金の貸附金のみを數字なるに反し、本文中に與げたる數字は貸附金の外に外國荷爲替年賦返納金、外國輸出米賣却代米納金をも包含するを以てである。

(ロ) 起業基金の貸附 起業基金とは明治十一年五月「全國中公益の事業を起し物産繁殖の道を開

17) 同書、743頁。

18) 同書、533頁所掲の數字に據る。



き内外の商賣を盛にする」爲に起業公債と稱する内國債千二百五十萬圓を募集し、手取金一千萬圓を得て之を起業基金部なる特別會計の下に收支を行ひしものである。明治政府が其の成立以來殖産興業に努めた事は屢々述べた所であるが、明治十年西南の亂平定して政府の地位漸く安固となるや、政府は力を一層産業の振興國富の開發に致し各種の生産事業を計劃するに至つたのであつて、其の資金として募集せられたのが起業公債である。而してこの起業公債を以て行はれた事業は築港・道路開鑿・疏水・鐵道敷設・鑛山開發・勸業等の諸方面に亘つたが、右の中貸附金として使用せられたのは最後の勸業經費のみである。この勸業費は農商務省の所管に委ねられ、最初起業基金中より割宛てられた額は三百萬圓であるが、實際に於て明治十二年度より二十一年度に至る十ヶ年間に支出せられた總額は二百六十七萬二千四百二十三圓餘であつて、此等の金額は何れも殖産興業の目的を以て主として士族に貸附けられたものである。即ち其の内容は之を士族授産の爲に貸附けたもの、廢祿卒族授産の爲に貸附けたもの、事業保護其他一般勸業の爲に貸附けたもの、三種に分つ事が出来るのであるが、この中政府が最も意を注いだのは士族授産の方面であつて、其の貸附豫定額も勸業費の半額即ち百五十萬圓を計上した程である。而して實際に於ける貸附額も士族授産の爲の貸附百四十六萬九千九百九十八圓餘、廢祿者へ貸附の分六十一萬五千五百三十二圓餘であつて、其他の貸附は五十八萬七千六百九十二圓餘であつた。<sup>19)</sup>而もこの最後のものも士族に對して貸附けられたのが多かつたのであるから、結局起業金の貸附は殆んど全く士族救濟の爲に行はれたものと稱しても不可はなく、如何に明治政府が特に西南役以後失業士族の處置

19) 明治財政史、第一卷、899頁以下。

に苦心を拂つたか、此の事に依つても明かに覗はれるのである。

起業貸附は右の如くにして明治十二年度以降年々行はれたが、明治十四年七月に至り起業貸附金の計算は常用部貸附金に併合せられる事となつた。即ち起業貸附金の貸出は同年以後と雖も農商務省の所管として起業基金中より支出する事は従来と同様であるが、一旦貸附けた上は其の債權は之を大藏省の所管なる常用部貸附金へ移し、従つて其の返納金も亦常用部へ收入せられる事となつたのである。<sup>20)</sup>斯の如くにして常用部貸附金は十四年度に於て従前よりの起業貸附金二百二十六萬六千六百八十四圓餘を其の勸業貸の種目中に受入れ、爾後二十一年度に至り起業金の貸附を全部結了する迄年々多少の起業貸附金を其の中に編入したのである。

起業貸附金が如何なる條件を以て貸附けられたかは既述の勸業貸附と同様詳しい事は不明である。蓋し此等の勸業貸や起業貸に關しては其の貸附の條件を定めたる一般的の法規は存せず、貸附に際して個別的に條件等を決定せられたものであるから、其の契約の一々を調べなければ到底詳細は判明するものではないのである。併し乍ら此等の貸附金の性質及目的上より見て其の貸附の條件は左程嚴重なるものではなく、利率の如きも準備金貸附程高くはなく、其他の條件も貸附後大抵數年間据置、爾後數ヶ年賦を以て返濟せしめるのを普通としたのである。而して此の點に關しては次項の勸業資本金及勸業委託金に付いても同様の事が云ひ得られるのである。

(ハ)勸業資本金及勸業委託金の貸附 西南の役以後政府が特に士族の授産に意を用ゐ、起業基金中より士族授産資本の貸附を行つた事は前述の如くであるが、明治十五年に至り斯かる起業基金

20) 大藏卿第八回年報書、99頁。

21) 同書、105頁。

の貸附のみでは尙ほ其の目的を達成し難しとして、別に十五年度より二十二年度迄八ヶ年間常用部より年々五十萬圓を支出して之を勸業資本金と稱して別置し、農商務省の管理の下に士族授産資本金に貸附け年度末に殘餘があれば翌年度に繰越して使用する事とした。<sup>22)</sup>而して勸業資本金の貸附は之を甲乙丙の三部に分ち、甲部は「家祿の處分に胚胎して起業資本金を拜借せんと請願する者」へ、乙部は「自ら奮て起業を爲す者」及び「極貧者自ら起業し能はざる者を資力ある農商有志者義濟勸業奨励」に充てんとする者へ、丙部は北海道へ移住を請願する者へ夫々貸附くる事を定め、且毎年の豫算五十萬圓の中甲部への支出を十萬圓、乙部への支出を二十萬圓、丙部への支出を十五萬圓と豫定し、別に五萬圓を準備として特別の場合の貸出に保留した。<sup>23)</sup>勸業資本金は以上の如くにして年々五十萬圓宛八ヶ年間四百萬圓を貸附ける豫定であつたが、實際に於て斯かる士族授産資本金の目的に用ゐられた額は三百一萬九千三百三圓餘であつた。<sup>24)</sup>

勸業資本金の外に尙ほ之と同一の目的を以て貸附けられた資金があつた。勸業委託金が即ち之であつて、矢張り起業基金の士族授産資本金の不足を補ふ爲に明治十五年度以後常用部より時に應じて相當金額を支出して之を勸業委託金と稱して別置し、其の貸附を府縣長官に委託して之を通じて士族に貸附けたのである。其の最初の支出豫定額は二十八萬六千四百七十八圓餘であつたが、實際士族授産資本の爲に貸附けられたのは十五萬千七百五十八圓餘に過ぎなかつた。<sup>25)</sup>

勸業資本金及勸業委託金は以上の如く他の經費との混同を防ぐが爲に一旦常用部より支出せら

22) 明治財政史、第一卷、902頁。

23) 明治十五年六月二十二日、太政官達、勸業資本金取扱方法内規。

25) 明治財政史、第一卷、904頁。

27) 明治財政史、第一卷、903、904頁。

れた後は之を別置して收支を行つたのであるが、而も他の多くの別途會計金と異り其の計算は全  
然常用部より獨立したものでなく、毎年其の豫定額を常用部より支出せられ、又貸附金の返納  
せられたものも凡て常用部に收入せられたものである。故に貸附金の計算に關する限りに於ては  
此等の貸附金も常用部貸附金の勸業貸と何等區別せずに取り扱はれたのである。常用部貸附金中の  
勸業貸は既に述べた如く明治十四年度以後原則として行はれなかつたにも拘らず、爾後に於ける  
常用部の收支會計面に於てなほ勸業貸附金なる金額の多額に存在したのは右の如き理由に基くも  
のである。即ち明治十五年度以後の勸業貸附は大部分此等勸業資本金及勸業委託金を以て貸附け  
られたる士族授産資本の貸附に屬するものであつて、等しく勸業貸と云ふも十三年度以前と其の  
以後とに在つては大に其の性質を異にせるものなる事を知らねばならぬ。